

令和2年度 第2回恵庭市都市計画審議会 会議録概要

開催日時	令和2年7月16日（木） 10：00～11：00
開催場所	恵庭市民会館 2階 大会議室
出席者	〔委 員〕 瀬戸口剛、土谷秀樹、野田政志、佐々木敏文 野沢宏紀、岩井利海、武藤光一、柏野大介 〔市 側〕 原田裕（市長）、北越俊二（副市長）、大槻雄二（企画振興部長）、後藤昭悦（まちづくり拠点整備室まちづくり振興監）、岡田貴裕（まちづくり拠点整備室長） 〔事 務 局〕 東賢哉（まちづくり推進課主幹）、佐藤翔（同主査）、屋仲めぐみ（同スタッフ） 〔傍 聴 者〕 2名 〔欠 席 者〕 加藤強、瀬川真弓 【 会議概要 】 1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 挨拶 4. 会 長 選 出 5. 諮 問 6. 議 事 ① 諮問事項 千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、千歳恵庭圏都市計画区域区分（柏陽北地区）の変更について（北海道決定） ② 事前審議事項 千歳恵庭圏都市計画用途地域（柏陽北地区）の変更について、千歳恵庭圏都市計画地区計画（柏陽北地区）の決定について、千歳恵庭圏都市計画下水道（柏陽北地区）の変更について（恵庭市決定） 7. そ の 他 8. 閉 会
	1. 開 会 本日の委員会は委員10名中8名の出席。（1/2以上の出席で成立） 2. 委嘱状交付 （市長より出席委員全員に委嘱状を交付） 3. 挨拶 （市長挨拶） 4. 会長選出 5. 諮 問 6. 議 事

会長	第 2 回恵庭市都市計画審議会を進めさせていただきます。 本日の議事は諮問事項の千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更について、事前審議事項の千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更について、千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定について、千歳恵庭圏都市計画下水道の変更についてであります。事前審議事項は今回で内容をお知らせし意見いただき、次の本審議に迎えることになります。 それでは事務局からご説明をお願いします。
事務局	柏陽北地区の都市計画手続きについて説明 都市計画手続きのスケジュールについて説明 諮問事項 ① 千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について説明 ② 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更について説明 なお、フレームの数字については現在協議中であり、確定値ではないことを申し添えます。
G 委員	P6 の人口や産業の規模について、変更前の方針では目標年が平成 32 年となっているが、令和 2 年現在の状況を知りたい。 また、P22 は大きな変更がないとの説明だったが、緑地の確保目標と公共空地の面積の項目が削除されており、現在の状況を確認したい。
まちづくり 推進課主幹	平成 32 年現在のデータはない。国勢調査など、別の調査のデータはあるが、採用するデータを統一している。 北海道は策定の考え方として、変更後の整開保では緑地等の確保は量より質と考えており、数値目標は掲載しないこととなった。現在の緑地の確保状況は 1 人当たり 25 m²程度となっている。
会長	基準となるのは 5 年毎の統計データであり、あくまで直近の数値は平成 27 年である。
E 委員	P4 の行政区域面積の変更について、データのずれという説明だったが、詳細に説明してほしい。 また、P9⑤の公営住宅の集約について、必要に応じて適切な用途転換と記載されている。これはどのようなことを想定しているのか。
まちづくり 推進課主幹	都市計画区域の面積の変更については、昨今の測量精度の向上により、正確な面積への補正があった。 公営住宅の集約については、土地利用を民間提案によって行うことを想定しており、現在の用途地域が第一種低層住居専用地域であることから規制が厳しく、提案の幅が絞られてしまうことから、用途転換を視野に入れるというもの。
A 委員	P12②災害防止の方針で、変更後は具体的な地区名が記載されるようになったのは何故か。

まちづくり 推進課主幹	今回の方針からは北海道で定めた事務要領において地区名を明記することとしている。記載した地区名は、北海道のHPでも公開されている土砂災害警戒区域に該当するところである。
副市長	土砂災害警戒区域を含む地区を記載しているが、実際に警戒区域に指定されているのはごく一部の限定的な区域であることをご理解いただきたい。
G 委員	P7の高度利用住宅地の記載はどのような経緯でなくなったのか。 並びに、P15の主要な施設の配置に記載されていたスマートインターチェンジや羊ヶ丘通の延伸、サイクリングロードについての記載がなくなっている意図を確認したい。 また、P17の主要な施設の整備目標で恵庭市の都市計画道路の記載があるが、具体的にはどの部分の整備を行うのか。
まちづくり 推進課主幹	高度利用住宅地については北海道に確認したところ、8階以上の住宅を想定するものであったため、恵庭においては馴染まないこともあり削除している。 スマートインターチェンジ、羊ヶ丘通、サイクリングロードは10年間のうちに都市計画決定をするものとは考えにくいことから、方針から削除したもの。 都市計画道路の整備を行う部分は、現在未整備箇所を想定しており、具体的には恵南柏木線では国道36号から東1線まで、基線通はこ線橋のところ、団地中央通では黄金から恵み野を結ぶ区間、相生通では現在工事中の福住町、末広町の部分となっている。
G 委員	都市計画道路の未整備部分はこの10年間のうちに整備されていくという理解で間違いないか。
まちづくり 推進課主幹	整備方針に記載した都市計画道路については、都市計画決定されたものを記載することとなっており、具体的な事業計画があるか否かの判断によるものではない。
F 委員	P14の鉄道の踏切部の混雑解消についての記載があるが、鉄道の高架化などを目標としているのか。
まちづくり 推進課主幹	全道的に鉄道の踏切部については共通の検討事項として挙げられていることであり、具体的な計画はない。
会長	諮問事項について、挙手をもって賛成の表決を行う。 (全員の挙手) 全会一致で賛成とする。 続いて、事前審議事項として恵庭市決定の用途地域の変更、地区計画の決定、下水道の変更について恵庭市から説明をお願いします。

事務局	事前審議事項 ③ 千歳恵庭圏都市計画区域用途地域の変更について説明 ④ 千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定について説明 ⑤ 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について説明
C 委員	恵千道という表現が出てくるが、聞き馴染みのない表現だが、なにかに定められている道路名なのか。
まちづくり 推進課主幹	道路名は国道36号であるが、都市計画道路名が「恵千道」であり、都市計画上の名称である。
A 委員	大規模な生活利便施設等とは具体的には何を指すのか。
まちづくり 推進課主幹	現時点では事業内容は確定しておらず、公表することはできない。
A 委員	開発区域内に住宅があるが、どのように扱うのか。
まちづくり 推進課主幹	今後も住み続けたいとの意向があれば、不適格建築物として今後も住み続けることができ、一定の範囲内において建替え等も可能となる。
F 委員	何件の住宅があるのか。
まちづくり 推進課主幹	2 世帯である。
会長	これらについては今回は意見を伺い、次回の審議会において本審議を行うこととします。 その他の事項として、今後の審議会方法がリモート審議での開催となる可能性が考えられる。その際に都度表決を行うのではなく、この場で今後の審議をリモート審議としても良いか確認したい。 (異議なし) 以上で今年度第2回恵庭市都市計画審議会を終了します。次の本審議もよろしくお願いします。 (閉会)

以上